

〔官中秘策十八年中行事〕年中諸國江御代參并御使之事

一同〇正月伊勢へ高家被遣之、兩宮へ御太刀馬代黃金十枚ヅ、御使拜領物於御座之間、黃金十枚時服貳御羽織被下之、一同十七日、日光へ高家被遣之、拜領物黃金五枚、時服二、御羽織、

〔吾妻鏡十九〕承元三年正月九日癸卯、將軍家於鶴岡八幡宮、有年首御奉幣、御使遠江守親廣、經供養之後、被引施物於供僧、民部大夫行光沙汰之、

〔萬天日錄〕寛文四年二月七日ニ、伊勢へ御名代トシテ内藤式部少輔被遣之、於御座之間、御目見御暇被下之、御召之御羽織拜領之、御前退去、於御次ノ間、金十枚被下之、

一内宮江御太刀長光代金二枚五兩金十枚 一外宮江御太刀信國代金二枚同十枚 右之通御奉納之

院宮拜禮

〔建武年中行事〕正月〇中二日、さしたる公事にもなければ、けふあすは、かんだちめ所々にまうづ

るなり、さるべき人殿上にさふらへば、臺盤所にめして御對面あり、女房ども心づかひあるべし、女房の御方には扇をさしたり、よせあるかんだちめなどめし入られたるをりは、皆扇をぞおくめる、

〔故實拾要三〕小朝拜〇中 又同日、〇正月院ノ拜禮〇中アリ、院ノ拜禮トハ、小朝拜以前ニ、仙洞御

所へ院參アリテ拜禮アリ、是ヲ院ノ拜禮ト云、

〔友俊記〕年中御作法の大概物がたり、元日親王攝政家の御禮は、常の參内にはことなり、〇中院

の御所へもすぐにもまゐらる、院傳奏の申にて、小御所において御禮あり、上段の次の間に列座せ

らる、御陪膳大臣の子まご、四位の殿上人、四位五位の上北面まゐりて、御手長役送す、院にては四

位殿上人の手長なり、上北面四位の事役送なれば、階級のたがひなり、御みつぎかなは、殿上人の

中より攝政家にそなふ、御さかづきの事はまへ〇禁中にちなじ、殿上人上北面、銚子提をとりそ

なふ、